

指定管理業務基準書

(改正履歴)	制定	平成17年4月1日
	改正	平成19年4月1日
		平成19年6月1日
		平成20年4月1日
		平成21年4月1日
		平成22年6月1日
		平成27年11月1日
		平成29年4月1日
		令和2年4月1日
	最近改正	令和7年4月1日

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定(平成17年4月1日締結)に基づき定める指定管理業務の基準は、次のとおりとする。

第1 個人情報等の取扱いについて

1 個人情報取扱いの基本原則

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者としての義務を遵守すること。

2 個人情報等の適正な管理

- (1) 個人情報及び個人データ(以下「個人情報等」という。)の授受、搬送、処理、保管、研究、その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止するため、その適正な管理に努めること。
- (2) 前号の目的を達成するため、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じること。
- (3) 第1号の目的を達成するため、現場責任者、従事者その他の個人情報等を取り扱う者の管理責任体制を確立すること。
- (4) 個人情報等の取扱いを開始する前に前2号に定める安全対策及び管理責任体制について、横浜市病院事業管理者(以下「病院事業管理者」という。)に報告すること。
- (5) 第2号及び第3号に定める安全対策及び管理責任体制に関し、病院事業管理者が理由を示して異議を申し出た場合には、必要な措置を講じること。

3 個人情報等の取得、利用及び提供の制限

- (1) 指定管理業務を行うために個人情報を取得するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得すること。

- (2) 個人情報等を指定管理業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。ただし、あらかじめ、病院事業管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書により個人情報等を第三者に提供した場合には、提供した個人情報等の取扱いに伴う当該第三者の行為について、病院事業管理者に対しすべての責任を負うこと。
- (4) 第2号ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、指定管理業務及び病院事業管理者から指示のあった事項について、当該第三者にも遵守させるため、約定すること。
- (5) 個人情報の開示要求に適切に対応できる体制を整えること。
- (6) 個人情報等の漏えい、滅失又はき損の事案が発生した場合は、速やかに、適切な措置を講じること。
- (7) 個人情報を不当な目的に使用したときは、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第67条及び第68条に規定する罰則の適用対象となること。

4 個人情報等の返還又は廃棄

- (1) 指定管理の期間が満了したとき又は指定管理者の指定が取り消されたときは、病院事業管理者の指示に従い、個人情報等を返還し、又は廃棄すること。
- (2) 前号に定める個人情報等の廃棄は、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法によること。
- (3) 第1号の場合において、正当な理由なく指定された期限内に個人情報等を返還せず、又は廃棄しないときは、病院事業管理者は、当該個人情報等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、また、回収又は廃棄に要した費用を負担すること。

第2 政策的医療の提供について

1 24時間365日の救急医療

- (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。
- (2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。
- (3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。
- (4) 救急時間帯に必要に応じ全身麻酔ができる体制をとること。
- (5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。

2 小児救急医療

- (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。
- (2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。
- (3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。
- (4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。
- (5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。

(6) 前5号のほか、小児救急拠点病院補助金交付要綱及び基幹病院運営費補助金交付要綱の規定に準じた医療体制をとること。

3 二次救急医療

- (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。
- (2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。
- (3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。
- (4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。
- (5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制(脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科))に協力すること。

4 周産期救急医療

- (1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。
- (2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること(人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。)。
- (3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。
- (4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。
- (5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとすること。

5 精神科救急医療

- (1) 夜間・休日・深夜の救急患者(二次、三次)の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。
- (2) 受入時間帯において精神保健指定医を配置すること。
- (3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとすること。
- (4) 精神保健福祉士(兼任可)を配置すること。
- (5) 前4号のほか、実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとすること。

6 精神科合併症医療

- (1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなど赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。
- (2) 身体合併症専用病床は10床を確保すること。
- (3) 前2号のほか、実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとすること。

7 緩和ケア医療

- (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。
- (2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。
- (3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。
- (4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。
- (5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施すること。
- (6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。

8 アレルギー疾患医療

- (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。
- (2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。
- (3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等）と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。
- (4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。
- (5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。
- (6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。
- (7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。
- (8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。
- (9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。
- (10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。

9 障害児（者）合併症医療

- (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えること。
- (2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。
- (3) 障害児（者）及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。
- (4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。
- (5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児（者）の緊急診療（入院を含む。）にできる限り対応すること。

- (6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。

10 災害時医療

- (1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。
- (2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。
- (3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。
- (4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。
- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用
 - イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備
 - ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備
- (5) 「神奈川県保健医療救護計画」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。
- (6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。
なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。
- ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
 - イ 被災地区への医療チームの派遣
 - ウ 臨時的な傷病者の拡大収容
 - エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む） の備蓄
 - (ア) 軽油 7日分 約130,000リットル
 - (イ) 水 7日分 約1,800,000リットル
 - オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用
- (7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。
- ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の確保。
 - イ 通常使用する医薬材料等の院内における確保（最低3日分程度）。
 - ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ。
 - エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施。
 - オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上）
 - カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備。

11 市民の健康危機への対応

- (1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。
- (2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。
- (3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。

第3 地域医療の質の向上について

1 医療における安全管理

(1) 安全管理に基づく医療の提供

- ア 医療安全対策加算を受けることができる体制とすること。
 - イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。
 - ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。
 - エ 医療事故（インシデントを含む。）が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組を行うこと。
 - オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。
 - カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。
- (2) 院内感染対策の実施。
- ア 感染防止対策加算を受けることができる体制とすること。
 - イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。
 - ウ 院内に I C T（感染対策チーム）を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。

2 医療倫理に基づく医療の提供

- (1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。
- (2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。
- (3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。
- (4) 診療における E B M の実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。
- (5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。
- (6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。

3 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組

- (1) 地域医療連携室を設置すること。
 - (2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。
 - (3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。
 - (4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質向上させる取組を行うこと。
- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。

と。

- (6) 臨床研修病院の指定を受けること。
- (7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。
- (8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。

4 医療データベースの構築と情報提供

- (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。
- (2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。
- (3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。
- (4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。
- (5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。
- (6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。

5 市民参加の推進

- (1) 情報公開の推進を図ること。
- (2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。
- (3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。
- (4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。

第4 利用料金の取扱いについて

1 利用料金の承認手続き

- (1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。
- (2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。
- (3) 前2号に必要な手続等については、別に定める。

2 利用料金の納付

- (1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。

- ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。
- イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。
- ウ 収受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。

第5 施設管理基準について

1 施設の維持・管理

- (1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。
- (2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。
- (3) 病院施設として予防保全に努めること。
- (4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。
なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。

2 市立病院としての取組

- (1) 横浜市環境マネジメントシステムの取組に対し公設施設として協力すること。
- (2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。

第6 業務の計画、報告等について

1 事業計画書

(1) 中期事業計画書

計画初年度を含め4年間の事業計画を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

病院経営に係る収支計画、患者数、紹介率、各科各部門の職員体制、医師の専門診療体制、外部委託業務の種類・方法、受託研究の内容等とすること。

イ 施設管理計画書

各設備機器の保守管理予定、改良・改修予定等とすること。

(2) 年度別事業計画書

当該年度の事業計画の詳細を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

第1号アのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

イ 施設管理計画書

第1号イのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

2 事業報告書

(1) 医療提供報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

(2) 施設管理報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

3 決算報告書

決算報告書は次のものとする。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) キャッシュフロー計算書

(4) 附属明細票

4 事業計画、事業報告及び決算報告書の様式

協議を行い、別に定める。

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設管理の実施基準

法定点検

点検対象	点検種別	周期	関連法規
特定建築物	定期点検	1回/1～3年	建築基準法第12条第2項
特定建築設備	定期点検	1回/年	建築基準法第12条第4項
自家用電気工作物	定期検査	1回/年	電気事業法第42条（保安規程による）（発電設備含む）
ボイラー	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
第1種圧力容器	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
ゴンドラ	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
第2種圧力容器	自主検査	1回/年	労働安全衛生法第45条第1項
小型ボイラ設備	自主検査	1回/年	労働安全衛生法第45条第1項
簡易水道	定期検査	1回/年	水道法第34条の2
ガスタービン	定期検査	1回/3年	電気事業法第55条第1項
	定期測定	2回/年	大気汚染防止法第16条
消防設備	定期検査	2回/年	消防法第17条
地下タンク貯蔵所	定期点検	1回/年	消防法14条3の2（緩和措置後1回/3年）
	油量測定	1回/月	消防庁危険物課長通知23号（緩和措置条件）
	検知管点検	1回/週	消防庁危険物課長通知23号（緩和措置条件）
避難はしご設備	自主点検	2回/年	消防法第17条
高圧ガス製造設備	自主点検	1回/年	高圧ガス保安法第35条第1項
医療ガス設備	定期点検	4回/年	厚生労働省医政局長通知（医政発0906第3号 平成29年9月6日）
特定施設	測定	1回/月	下水道条例第11条

機能維持に関する保守管理等

保守管理対象	管理種別	周期	保守管理基準
電話設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
放送呼出装置	自主点検	2回/年	メーカー標準
ナースコール・インターホン設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
昇降機設備	自主点検	1回/1～3月	昇降機の維持及び運行管理に関する基準第6条
冷凍機設備	自主点検	3回/年	メーカー標準
冷却塔設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
空気調和設備	機能点検	2回/年	メーカー標準
保守管理対象	管理種別	周期	保守管理基準
自動制御設備	自主点検	1回/年	メーカー標準
各種水槽設備	清掃	1回/年	横浜市し尿浄化槽清掃要領他

塵芥処理設備	自主点検	2回/月	メーカー標準
検査系排水処理設備	定期点検	2回/週	メーカー標準
R I 排水処理設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
厨芥処理設備	自主点検		横浜市ディスポート排水処理システム等取扱要綱
自動ドア設備	自主点検	4回/年	メーカー標準
駐車場管制設備	自主点検	4回/年	メーカー標準
搬送設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
免震装置	自主点検	次項による	1、3、5、10年目（以降1回／10年） 日本免震構造協会の免震建物の維持管理基準
冷却塔補給水薬注装置	自主点検	2回/年	レジオネラ症対策

回転機器等は日常業務として、外観の異常、異音、振動、発熱の有無などの点検を行う。

日常点検の内容、周期については、横浜市建築局作成の各設備等点検保守業務委託仕様書に準ずるものとする。

その他の保守管理業務

業務内容	管理種別	周期	保守管理基準
空調機等フィルター交換	新品交換	1回/年	フィルターの圧力損失が規定値以上となった場合
	洗浄	1回/月	点検時汚れが認められた場合
厨房脱臭剤	再生交換	1回/5年	臭気捕集が悪くなった場合
空調用加湿器	新品交換	1回/3～5年	メーカー標準（滴下浸透気化式）
	新品交換	1回/1～2年	メーカー標準（電極式）
特殊エリア清掃	清掃	随時	手術室、集中治療室、解剖室等は、必要な感染管理を行う
一般エリア清掃	清掃	随時	日常清掃により、衛生・感染管理を行う
窓清掃	清掃	2回/年	回数に関わらず、汚染が認められる場合は適宜行う
警備	警備	随時	防犯・防災対策など安全確保を図るため保安管理を行う
廃棄物処理	処理・処分	随時	法に則り適切な処分を行う
臓器等処理	処理・処分	随時	法に則り適切な処分を行う